

令和3年10月29日

第3回男女共同参画推進部会

午後3時開会

人権・男女共同参画担当課長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第3回男女共同参画推進部会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、部長より御挨拶申し上げます。

生活文化政策部長 皆さん、こんにちは。本日は御多忙の中、御出席いただきありがとうございます。

前回は7月28日開催ということで、コロナの感染症については宣言中ということで、今の段階から見ますと、今は宣言解除後ということでかなり感染者数も急減しておりますけれども、飲食店等の制限緩和や今後冬を迎えるに当たりまして、まだまだ予断を許さない状況が続くと思われまます。区としましても、国や都と連携しまして3回目のワクチン接種の準備を始めまして、取組の継続に現在努めているところでございます。

本日は第3回部会ということで、今まで皆様に御議論いただき、来月、区長に宛てに答申いたしますプラン調整計画策定にあたっての考え方について答申（案）と後期計画（計画案）につきまして改めて御意見を頂戴したいと考えております。またあわせまして、先日、区民を対象に実施いたしました計画素案に対するパブリックコメントの状況につきましても御報告をさせていただきます。

委員の皆様には、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思いますので、今日はよろしくお願いたします。

人権・男女共同参画担当課長 次に、本日の部会について確認及び御案内をいたします。

会議開催に際しまして、3点ほどお知らせがあります。1、この部会は傍聴を認め、公開で行います。2、部会での議事について、議事録や当日の資料等を公開いたします。3、そのため、速記事業者が入り、録音もいたします。以上の3点について御了承いただきますようお願いいたします。

また、オンライン開催ですので、以下の点について御承知おきください。

発言時以外はミュートに設定していただきますよう、お願いたします。

発言する際は、手をカメラから見えるように挙げていただき、部会長から指名された後に御発言をお願いいたします。

記録のため、事務局でZoomのレコーディングを行っております。御参加の皆様は、録音、録画、スクリーンショットなどは御遠慮ください。

Z o o mにはテキストチャットもありますが、記録には残りません。一時的に席を外すときなど、事務的な連絡にのみお使いください。

進行中、トラブル等ございましたら、事務局まで電話またはメールでお尋ねください。

本部会は過半数の出席で成立いたします。本日、全委員9名中、全員が御出席いただいておりますので、会議は成立しております。また、3名の方に傍聴いただき、オンラインで参加しております。

次に、事前にお送りいたしました資料の確認をさせていただきます。まず次第がございまして、1枚おめくりいただき、資料1「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」の策定にあたっての考え方について(答申)(案)、資料2「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」(案)、資料3「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」(素案)に対するパブリックコメントの実施状況について。

以上になります。足りない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、次第2、議事に移りたいと思います。ここからは部会長に進行をお願いしたいと思います。部会長、よろしく願いいたします。

部会長 皆さん、こんにちは。本日もよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。次第2、議事【審議事項】に移らせていただきます。

【審議事項】は2つ挙げてございますが、これは続けて、同じ時間帯で御説明と意見を一緒にやるような形で進行させていただきたいと思っております。(1)「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」策定にあたっての考え方について(答申)(案)について、(2)「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」案についてでございますが、両方一緒に事務局から御説明いただきます。よろしく願いいたします。

人権・男女共同参画担当課長 ちょうど1年前の今頃に諮問させていただきまして、約1年間にわたり御議論いただいて、ようやく答申(案)までこぎ着けることができました。本当にありがとうございました。男女共同参画というと守備範囲がとても広くて、人権とか、尊厳とかにも関わる奥の深い分野で、かつ事務局から情報提供させていただく機会とか時間が限られている中で、皆さんから専門性や経験、感性に基づいた濃度の高い御議論とか御意見をいただきまして、本当に感謝しております。

この間、男女共同参画の必要性が、コロナとかオリパラを機会にまた一段と高まってきている中で、漠然とした認識は広がってきてはいるんですけども、どうして男女共同参

画を進めないといけないのかという意義ですとか、状況の正しい理解、その理解に基づいて行動、実践をどう変えていったらいいのか、そのための環境づくり、ジェンダーに起因する困り事への具体的な支援策の充実。こうしたことは、これからの後期計画期間中の大きな課題であると強く認識することができました。今回（計画案）も御議論いただくんですけれども、プランをより具体的に進めていくために、（素案）の段階から数値目標と各施策にぶら下がる具体的な取組をお示しさせていただきました。

詳細は担当係長より御説明させていただきますので、御議論、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

資料1を御覧ください。まず、世田谷区長宛てに審議会会長からの答申の表紙でございます。昨年の11月16日付、諮問第2号により諮問のあった標記について、別紙のとおり、答申を行いますという1枚物がついています。次に答申にあたってという2枚組みの文書がついています。その次に、審議会答申として、策定にあたっての考え方について答申（案）という表紙を本日つけてございます。答申（案）というのは、これまでの議論に基づいて、審議会ではこういう考え方を大事にするべきであるという冒頭の2枚とその中身がセットになって答申（案）に構成されております。現時点での（計画案）と同一のものでございます。今回、この後、資料2を用いまして（計画案）について説明し、意見をいただくというスタイルになっています。

資料2を御覧ください。（計画案）でございます。部会の皆様には、7月1日の審議会、28日の男女部会にて御意見をいただきまして、その内容を反映させた（素案）を区として政策決定し、パブリックコメントを実施したところでございます。（素案）については皆様にメールでお知らせいたしました。課長からもありましたとおり、（素案）以降に大きく動いているのは、数値目標が入ってきたこと、具体的な取組内容（事業名）が追加されたことでございます。また、本文に当たる部分、それまで議論いただいた（素案）についても、表現の修正、一部の内容修正がございます。以下、ページに沿って御説明してまいります。

表紙から3枚おめくりいただきますと、計画が決定しました暁には、ここに区長、審議会会長から文を寄せていただく予定になっています。

目次は飛んでいただきまして、7ページ相当の部分、皆様に議論いただいた前文でございます。7月の部会の時点でおおむねこれでよいというお話をいただいておりますが、

その際、委員から、第2段落の1行目「『男女共同参画』によって」という部分で「男女だけではなく多様な性を含めたすべての人が」と書いたほうがより明確だというふうに御意見いただきまして、その部分を僅かに整えています。

第1章でございます。7月28日の部会以降に庁内での調整を行いまして、文章の順番、入替えを行っています。具体的には2章にあった計画の位置づけなどを1章に移動しております。趣旨としての変更はありません。

20ページをお開きください。内容については部会で検討いただいた（素案）、そして政策決定を受けた（素案）と同一でございますが、東京2020大会の終了を受けまして、20ページの最後の段落のところでは、「東京2020大会のレガシーである『共生のまち世田谷』の実現に向けて」仕事をしていくということを書いています。あわせて、その1個前の段階では、この計画は条例に基づく2つの行動計画の1つであるところを両方の部会に言及しながら文章を組み込んでいます。

22ページにお進みください。プランの中間評価と課題です。今回公表できる（計画案）として載せられる最新の数値に全部整え、それとプラン策定時とを比較して数字がどう動いてきたのか、何をすべきかというところを若干変えています。変更になった【数値目標の状況一覧】は27ページで御覧いただくことができます。実績は変わりませんが、直近の実績の部分は可能な限り平成3年度で、そうでないものについては可能な限り一番新しいものに置換えをしてあります。施策の中身については第3章以降で別途申し述べます。

28ページ以降、プラン見直しの視点についても（素案）決定に併せて若干の文章見直しを行っておりますが、内容は基本的に同一でございます。

第2章にお進みください。34ページ以降を使いまして【数値目標】、そして【副次的な数値目標】について説明申し上げます。

まず、基本目標 の関連でございます。【数値目標】1、区の審議会等の女性の占める割合。現行計画では目標（令和8年度）35%以上だったところ、40%以上に引き上げていきます。

【数値目標】2、庁内の管理監督的立場（部長・課長級及び係長級）の女性の占める割合について、目標（令和8年度）40%以上の下に管理職目標を追加いたしました。管理職目標としては30%以上と設定しております。

【数値目標】3については変更がありません。

35ページにお進みください。今回、計画の進行度合いをより明確にするため【副次的な

数値目標】を入れたいと御相談しておりました。部会の段階で種類については御説明していたところです。このたび、直近の実績及び目標（令和８年度）を設定いたしました。基本目標 の関連では、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数、令和３年度（７月28日時点）71件の目標（令和８年度）を150件と設定しています。

36ページにお進みください。基本目標 の関係でございます。目標（令和８年度）の数値については変更ございません。町会・自治会長における女性の割合は最新の数値が入ってきています。

37ページにお進みください。【副次的な数値目標】でございます。２点、両親学級・ぷれパパママ講座における男性の参加人数・参加率について目標（令和８年度）をそれぞれ設定しています。また、ワーク・ライフ・バランスに「既に十分に取り組んでいる」と考えている事業所の割合については20.0%を目標とするとしています。両親学級・ぷれパパママ学級については、直近の実績の表現方法と数値の修正が行われています。また、目標（令和８年度）ですが、平日45.0%、休日50.0%となっておりますが、これは全ての妊婦の参加者がパートナーを伴って参加されたときの一番高い数値が50%になります。

38ページにお進みください。基本目標 の関連です。【数値目標】については変更ございません。

【副次的な数値目標】についてです。区職員へのDV防止研修の実施回数・参加人数については現状の倍で目標（令和８年度）を設定しました。また、パワーハラスメント防止対策義務化の認知度については、目標（令和８年度）については90.0%と設定しています。

基本目標 にお進みください。【数値目標】10、がん検診の受診率と【数値目標】11、ひとり親家庭の養育相談の実施については、いずれも直近の実績以上を目指すという形で設定しております。「性的マイノリティ」という言葉の認知度の目標（令和８年度）設定は変わっていません。

【副次的な数値目標】として、パートナーシップ宣誓の認知度と性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合を設定し、それぞれ目標（令和８年度）設定を行っています。

次のページにお進みください。42ページ及び43ページでございます。計画の体系です。（素案）決定から変更した部分はございませんが、この時点で赤字、下線、変更の表記、

【新規】の表記を全て抜いて、これからの5年間はこれでやっていくという形が見えるようにしています。2章の御説明は以上でございます。

第3章の御説明に参ります。ここからは事業を入れてきたところが一番大きく違ってきているところです。47ページ以降を御覧ください。【現状と課題】【施策の方向性】についても若干の文章の追記がございます。【施策に沿った事業展開】については、一番最初に出てくるのは49ページでございます。現行のプランをベースに終了した事業を削除し、また、事業名を実態に合わせて変更したものと新規事業については星印をつけて掲載しています。あわせて、人権・男女共同参画担当課の事業のうち、男女共同参画センターに委託して実施するものについては「男女共同参画センター事業」と追記しています。各事業については、進行管理を適切に行うため、事業に番号を振りました。

あわせて（再掲項目）については表の表現を外出しに変えています。一番最初に出てくるのは50ページになります。 を御覧ください。職場における男女平等意識の向上で、初出の事業がNo.14、No.15と載るとともに、（再掲項目）として、一番最初の情報提供・啓発活動の充実で載せていた「情報紙『らぶらす』の発行」を載せています。

今回の計画の冊子にはコラムを4本掲載予定です。それぞれの場合、ページを順に案内いたしますが、一番最初に掲載が来るのが51ページ。本日も御参加いただいています委員をお願いして「若い世代のために男女共同参画はどこに向かえばよいか」というタイトルで執筆をお願いいたしました。ありがとうございました。以下、課題については同様に施策に沿った事業展開が追記されていきます。

基本目標 におきましては79ページまで飛んでいただければと思います。ワーク・ライフ・バランスの推進の観点から、コラムを1本寄せていただきました。

基本目標 にお進みください。こちらは、DV、性暴力、性犯罪等々についての課題になってまいりますが、87ページをまず御覧ください。7月の部会の段階で委員から、高齢者のDVの記述について、本当にこのような表現、状態であるなら、区としては大変厳しい状況ではないかという御指摘をいただいた部分がございました。その後、関係所管に確認し、高齢者のDVについては、高齢所管と連携して必要な支援を入れてきていることが確認できているため、表現を変更しております。【現状と課題】の第1段落の下から3段目「障害者や高齢者、外国人のDV被害者は、複合的な困難を抱えていることに留意し、それぞれの状況に応じて支援を行っていく必要があります」と記載いたしました。

92ページまでお進みください。課題などについての事業を掲載する中で、新規として

135番、マイナンバーに関しての施策が1本追加になっています。

あわせて、94ページへお進みください。DV被害者の通訳同行の実施を盛り込んでいます。外国人に対する施策については審議会でも指摘いただいたところで、現況新たに取り組む事業としてこの1本を予定しております。

95ページ、新規の施策に当たります を御覧ください。DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化という施策名を掲げておりまして、こちらには新規の事業が3本掲載されております。

96ページへお進みください。世田谷区のDV相談・支援における現況というコラムを1本、掲載予定でございます。こちらの2つ目で65歳以上のDV被害者について、今年度複数見られる事案を御紹介しております。

新規で履行した課題8.性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実につきましては、99ページを御覧ください。事業を4本、新規で立てています。

基本目標 に進みます。課題10.性差に応じたところと身体健康支援、ページとしては112ページまで飛んでいただきまして、妊娠を希望する区民への相談支援事業（仮）とリプロダクティブ・ヘルス/ライツ理解促進のためのリーフレット作成および配布（仮）が新規で掲載されています。

飛んでいただいて、124ページ、性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援の事業として、多様な形の家族の支援でファミリーシップ宣誓制度の導入検討を新規事業で掲載しています。

125ページ、コラムを1本、世田谷区で執筆しております。性の多様性を理解するための取組みについてでございます。

第4章、計画の推進体制にお進みください。方策1、男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実に付いてです。前回部会の委員の意見を踏まえて「幅広い」を「より多く」に変えて掲載しています。129ページの「運営委員会等の会議体を設置し」の後の部分です。

131ページ及び132ページについて、らぶらすの事業展開については、現行プランからの見直しを行い、組替えを行っております。新規の施策として掲げられているものと、プランに載っていないという意味で新規であり、従前から行われていたものも含めていますが、新たにプランに登載する形を取っています。

方策2、区職員の男女共同参画推進は、（素案）の時点からの変更は、文章に若干の表

現の変更がありますが、その他はございません。

方策3につきまして、推進体制の整備・強化については、冒頭でも申し上げましたとおり、今回のプランは条例に基づく行動計画であり、条例を活用した進行管理の在り方を現状に合わせて記載しています。また「区政におけるジェンダー主流化をさらに進めるため、各部署での取組み」及び「他自治体の連携を強化」について記述を追加いたしました。

最後に、資料編をつけています。資料編については皆様に初めてお目にかけることになるかと存じます。概要を御確認ください。一番最初に条例、その次に法律が3本、男女共同参画基本法、女性活躍推進法、DV防止法と続きます。

164ページまでお進みください。今回、計画をつくるに当たり議論いただいた審議会、部会委員の皆様の名簿、庁内で作業に当たった部長級会議、課長級会議、係長級会議の構成等を載せています。

167ページには、策定経過として諮問をいただいてからの審議会、部会の開催、庁内での検討体制等を載せるとともに、168ページにお進みください。部会でも御報告した関係団体・事業者等との意見交換の記録と、そこでいただいた主な意見を掲載しています。

169ページからの2ページは、この後報告するパブリックコメントの意見の要旨を掲載予定です。

年表から最後174ページ以降に用語解説、冊子として出るときには最後のページに奥付が来ます。

資料1及び資料2についての説明は以上でございます。

部会長 それでは、これからディスカッションに入らせていただきますけれども、本日の主な議題、審議事項はここでございますので、ぜひ皆様の御意見を賜りたいと思っております。

大体の時間配分ですが、後期計画の3章が計画の内容になってきますので、そこについてはちょっと時間を多めに。最初のほうの1章、2章とか、資料1のほうの両方を合わせて短めに、真ん中を長くして、最後4章のらぶらすというか、計画の推進体制のあたりはまた少し別な形で時間を取らせていただいたらどうかと思っておりますが、よろしいでしょうか。そんな形で審議を進めさせていただきます。

それでは最初に、皆様、今、説明がいっぱいあり過ぎて大変だと思いますけれども、資料1「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」の策定にあたっての考え方

について（答申）（案）、後期計画の1章、計画の背景と2章、計画の概要のあたり、3章に入る内容の前ですが、それらにつきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

事務局の方、確認ですけれども、数値目標ですが、27ページにある数値目標の中で、34ページ以降、今回の計画における【数値目標】になっておりますけれども、違いが出てきたり目標（令和8年度）に差があるのは最初の2つですか。

事務局 基本目標 の区の審議会等の女性の占める割合が35%以上から40%以上、基本目標 - 2、庁内の管理監督的立場（部長・課長級及び係長級）の女性の占める割合が37%から40%、がん検診の受診率は次の健康せたがやプランで決めると決めていたのが現状以上、数字が動いたものとしてはその2つと存じます。

部会長 計画において変わった数値としては、これまでやっていたものの、今度の計画で変わったのは最初の2つの数値であるという確認はよろしいでしょうか。ほかのものはそれまでのものと同じ数値になっております。というような形で、何かここは確認しておきたいとか、もうちょっと説明が欲しいとかでも結構ですが、いかがでしょうか。

こちらというか、最初の資料1で頂いた（答申）（案）は私たちから区長に宛てるものなんですね。資料2で頂いたものは、今度は世田谷区の場合ですので、これは私たちではなくて、（計画案）としてもう出されるわけですね。そこの整理がちょっと難しいと思って。

事務局 失礼いたしました。諮問と答申にはある程度のスタイルがあります。見ていただいた資料1の3枚目はいわゆる表紙的なものになっていて、タイトルとしては、皆様のお手元にあるように答申（案）ですが、そこにつくのは、実質としては、皆様に議論いただき、今日資料として提示した（計画案）です。計画になる暁には、区長からの挨拶と会長からのお言葉、そして最後に奥付がつくと報告しましたけれども、審議会で区長宛てに答申するときには、目次から資料編までの部分が現時点での考え方について答申（案）という形で出ていきます。

御説明は以上でございます。

部会長 大変複雑なんですけど、お分かりいただけましたでしょうか。

事務局 すみません。

部会長 まず、答申が来ておりますので、私たちから答申（案）、調整計画と計画名も違うんですね。

事務局 そうです。答申したときは（仮称）だったので、このように書いています。ただ、もう後期計画と呼んでいるという形です。

部会長 答申（案）としては、男女共同参画プラン調整計画として出します。そうすると、調整計画のほとんど、最初のほうを取った分がまた同じ形で載る。そのままうまくいけば、前のほうに区長と私の名前が載って、計画として出されるそうでございます。複雑で分かりにくいかと思いますが、そのように読んでいただければと思います。調整プランとか、計画案とか、名前が2つ出てきて、どうなっているのとか、いろいろお考えかと思いますが、中身としては、最初の数枚を取ればほとんど同じという形でいきたいということです。この点はよろしいですか。

その上で、じゃ、御議論とか御質問、内容的にお願いいたします。

委員 感想みたいなものなのですが、27ページの【数値目標の状況一覧】の町会・自治会長における女性の割合は、直近の実績がかなり増えたのでよかったなと思いました。何か要因はあるのでしょうか。

部会長 基本目標 - 6、町会・自治会長における女性の割合が平成28年度から令和3年度にかけてほぼ倍増している理由は何かあるかという御質問です。いかがでしょうか。

事務局 正直なところ、男女共同参画担当課が町会に向けて働きかけをしたとか、そういった事実があるわけではないのです。ただ、皆様、御存じのとおり、町会の実務を多く女性が担っている中で、その実績に基づいて、次の町会・自治会長を選ぶときに女性を選ぶことに抵抗のない町会・自治会が実態として出てきているということだと推察しております。審議会には多文化部会もあるんですけども、実はそちらで町会総連合会選出の委員にも入っていただいているんですが、今回、改選が行われて、やはり女性の方が入られたことは御記憶にあるかと思います。7月1日の会議で委員の方たちにも会っていただきました。彼女も長い間の活動実績の中から会長に推されたという実例を私たちは御一緒させていただいているということで、世田谷はそういう人間を選ぶときに女性も選ばれるようになってきているのだということでございます。大変失礼しました。

生活文化政策部長 町会の話なんですけれども、会長レベルからもう1歩下げまして、副会長ですとか部会長レベルだと大分女性の委員とか役員の方が増えてきている現状があります。区でも町会総連合会に対しまして、女性比率というか、役員を選出については、あからさまにはなかなかお願いできない。町会は行政と切り離されているので、町会の中で選んでいただくというルールがありますが、一応そういう声かけはさせていただいて、

それに町会も応えていただいている現状はあります。

ただ、いろいろな御都合があった中では、町会長自身、女性の選出をお願いしているんですが、なかなかそういった部分の引き受け手がない現状があるのも事実です。しかし、それであっても、それなりに数自体はこの数字よりも多分役員。町会の中の部会長クラスまで入れれば、かなりの数、いらっしゃることだけはぜひ御理解いただきたいと思えます。

部会長 かなり活動の実態に近いような感覚は御報告いただいたと思うんですが、それにつきまして何か御意見等ございますでしょうか。御質問でも結構です。特別にこうしてくれといった働きかけをしているわけではなく、かなり実質的に女性たちが地域の中で活動して、町会長とか、自治会長とかになっていくような雰囲気が出来上がってきている。また、直接ではないけれども、何となくそういう雰囲気については区からも少しは申し上げている。ただ、地域のことですので、直接女性にしるというような形ではなかなか難しいというような御発言でよろしいですか。そんなニュアンスで受け取りましたけれども、今の点も含めましていかがでしょうか。

よろしければほかの点でも結構です。いかがでしょうか。

委員 28ページなんですけれども、プラン見直しの視点の(3)。前の7月に頂いた資料と見比べていて、1つ項目が減っているんです。「ひとり親家庭の支援にあたっては」というのは議論がどうにかなりましたか。(3)の黒丸が2つになっていますが……。

部会長 かつては3つだったが、2つになったのはどんな理由かということですか。

委員 はい。

部会長 いかがでしょうか。すみません、私もポチの数は確認していなくて、すみませんでした。確認をお願いし、その理由なり議論とかを御紹介いただければと思います。

委員 「実質的なひとり親家庭への支援」という項目だったと思います。

事務局 後ほど事務局で確認しますが、3つ目の文章を切った形で、今回提示しています。(素案)の段階で切っています。事務局で調整の結果、このようにしたのですが、議論の経過は確認しますのでお待ちください。

部会長 事務局でこのような形に整理したというまず御回答で、それについての議論はこれからいただける。どういう理由だったかということについて事務局から御説明いただけるということですか。

人権・男女共同参画担当課長 基本的にひとり親の課題というのはすごくたくさんあっ

て、それについてもいろいろと言及している部分はあるんですけども、ここの見直しの視点については、その中でも特に大きい視点での課題観を載せていきたいという中で、レベル観としては3章で具体的に書き込ませていただいたりというところがあるので、その辺のレベル観合わせというところで、見直しの視点の中からは抜かせていただいているような形になります。

部会長 プラン見直しの視点ですので、そこまで詳しく レベル観というのはそういうことですね。具体性と抽象性のレベルだと思いますが、視点としてはいいのではないかと、後のほうで書き込むことにしたいということだと思います。

委員 承知しました。分かりました。

事務局 今回見ていただいている資料2の113ページの一番下の4行に、それまでプラン見直しの視点で書かせていただいたものと全く同じ趣旨のものが既に載っています。ありがとうございます。失礼しました。

部会長 113ページにより詳しく載っているということで、プラン見直しの視点では3つ目の丸ポチが外されたということだそうです。蔡委員、よろしいですか。先ほどそのような御意見というか、お声が聞こえたんですが、よろしければどうもありがとうございました。

委員 先ほど町会・自治会長における女性の割合がございました。部長からの御説明のとおりでありまして、私自身は今、町会で副会長をやっています。町総連の名簿を見ますと、確かに町会長は男性が多うございますけれども、そうではない部分で、女性とおぼしき名前の方が多うございます。以前にもこのことは少しお話し申し上げたかなと思うのですが、会長における女性の割合というよりは、副会長まで下ろすか、またはその町会・自治会によって名称が違ったりしますので、町会という組織を考えた場合、会長だけでやっているわけではありませんし、地域の皆がやっていることでございますので、町会・自治会長にこだわるとこういう結果が出てきますが、そうではなく、むしろ様々な人が関わっていることを区民の皆様に御理解いただけたほうが、町会への加入率から考えて有用かなと思うので、今回は間に合わないかと思っておりますけれども、会長職だけにこだわるのではなく、ちょっとお考えいただくとありがたいかなと思います。いかがでしょうか。

部会長 御意見、どうもありがとうございました。会長の数値を上げるのではない形での指標の取り方というのも検討するべきではないかという御意見だと思います。今回のことでなくてもよろしいということですね。今後の計画や指標の取り方の中で、もう少し役

員の中での女性の比率とか、会長は会長で重要だとは思いますが、会長における女性の比率というのも、長は男性で、副は女性みたいになってくるのもまた困ると思うので、とても大事だと思うんですが、実際に女性がどのくらい活動しているかを知る上では、役員全体での女性比率と両方取ったほうがより明確かもしれないですね。女性の力がどれだけ生かされているかということと、それなのに会長職はなぜこんなに少ないのということにも恐らくならないかと思しますので、そういうことも含めて……。どういう意味になるかはデータによって決まるんですが、なかなかやっているねというふうにも解釈できますので、そのあたりを今後の数値の取り方としてぜひ御検討いただければと思います。そのことにつきましてほかに御意見ございますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、1章、2章につきましては取りあえずよろしいでしょうか。時間的にはちょうどよくなっておりますので、そろそろ3章に移りたいなと思っております。1章、2章で御意見ある方がありましたらお願いします。

今のところお手を挙げている方はいらっしゃいませんが、また後で戻ることもできますので、取りあえず3章に進ませていただきます。

3章と4章を一緒にやると大変なので、3章は3章だけでやらせていただきます。計画の実質的な中身でございます。先ほども御説明ありましたように個別の施策が入っている、新規の取組が星印で入っているという点が非常に重要。あと（再掲項目）というのは、どちらかという読み方ですね。両方に載せるという形で、最後、分かりやすいようにほかのところ載っているものが再掲されていると。あとは、データとか、そういうことだと思います。それを含めまして全体で、やはりこれは順番にやるよりは、一度にやってしまったほうがいいと思います。基本目標、
、
、
と分けず、
まで一挙に、皆さん、どこからでも御意見をいただきたいと思っております。全体で20分ほどお時間を取ろうと思っておりますので、ぜひなるべく急いで御意見をいただければと思います。基本目標のどれでも結構です。いかがでしょうか。

委員 まず、素晴らしい計画だなと思っていて、まとめていただき、本当にありがとうございます。ほかの区の検討委員会に参加するときも、世田谷区をいつも参考にされているので、素晴らしいなと改めて思っています。

まず、1点質問なんですけれども、124ページの性的マイノリティの理解の授業のための教材の作成・活用とはどんなことをされるんですか。もしよろしければ教えてください。

部会長 124ページの性的マイノリティの理解の授業のための教材の作成・活用ですか。No.233が具体的にはどんな事業かという御質問です。

事務局 区内の人権教育推進校のモデル校が毎年授業を組み立てて実施しています。実施の教科については、道徳を使うところ、総合を使うところ、それぞれあると聞いておりますが、そのようにして区内各校で実践された内容を区立小中の先生方に見ていただく。授業公開とはいっても、たくさんの地域の方に見ていただくのではなく、先生方に見ていただいて、各校での次の実践の参考にしていただくという形で、区立小中で取組を継続していただいています。5年前のプランにおいてこの部分は「検討」と表現されていたんですが、今回「作成・活用」ということで、既にやられている内容をこれからも続けていくというふうに取り組み内容（事業名）は変更されています。

説明は以上でございます。

委員 今のはよく分かりました。すばらしいなと思います。ありがとうございます。

ほかの点で2点なんですけれども、1点目、今回のファミリーシップ、すごくいいなと思っていて、感謝しています。導入を御検討いただくに当たり、やはり同性カップルも子育てしやすいような環境づくりの推進とぜひ併せて実施いただきたいと思っていて、特に病院手続ですとか検診の際、区の保育園や学校での扱いが保護者とされないことによって、子どもを安全に養育できない環境がありますので、承認することはもちろんなんですけれども、ぜひ子育てしやすい環境づくりのための理解促進も併せてお願いできると幸いだなと思っています。

もう1点としましては、性的マイノリティの相談体制・場所づくりの整備なんですけれども、すごくいいなと思っている取組があるので御紹介をと思っています。神奈川県がやっているかながわSOGI派遣相談という相談員を派遣する取組が、特に学校からの御要望をいただいて、学校での子どもたちのカミングアウトとか、そこでの先生が困ったとか、保護者がどうしようと思っているみたいなのところに対する派遣ができるような取組があるので、来ていただくだけの支援ではなくて、派遣するような支援というのもぜひ御検討いただければと思っています。

また、昨今、複合的マイノリティは非常に注目も高まっていますが、やはりLGBT、精神障害がある方とか、困窮をされている方も多いです。区もそういったほかの相談窓口へ、障害福祉サービスとか困窮者支援などが使いやすいように、ぜひ連携の体制を強めていただければと思っています。

最後にもう1点なんですけれども、東京都が現在、同性パートナーシップ条例を前向きに御検討いただいていると認識しています。そういった中で、世田谷区がこの分野のリーディングであることは変わらないところでありますが、区のパートナーシップと都のパートナーシップの両方を取られる方もいらっしゃるかなと思ったときに、その連携体制とかをどうされていくのかというのは、1つの先駆的な議論になってくるかなと思っています。

部会長 御質問は3点かな。ファミリーシップ宣誓制度の導入の中で、特に学校とか、病院とか、そのようなところへの十分な周知徹底とか、親御さんとしての認識とか、そういう環境整備がうまくいくかということ。また、もう1つ、性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備で派遣というのではないのか。そういうことをする上で、学校からの要望に応じて派遣する。それから、都のパートナーシップ制度導入に関して、これまでの区との関連性はどうか。そんなところでよろしいですか。

委員 2点目のところで、ほかの区内の困窮とか障害福祉サービスとの連携強化もぜひ……。

部会長 分かりました。様々なインターセクショナリティというか、複合的な問題を抱える方等への対応として十分な相談体制が取れているかということですね。事務局、よろしくをお願いします。

人権・男女共同参画担当課長 先ほどのファミリーシップ関連のものとかについては、今まさに庁内でも、どのような形で実施、実行できるのかみたいなところ。あわせて、今は、同性パートナーシップを既に導入していて、じゃ、具体的に実効性ある取組をどうやって広げていくかというような議論とかが進められておりますので、同性パートナーシップを導入したときと同じようなスタートラインではもはやないと思うんです。実効性のある取組もセットで考えていかないといけないという部分があって、そのあたりをどうやっていくかということについては、当事者の皆さんとかからも具体的な御意見とかを伺いながらまとめていきたいところもありまして、ぜひお力添えとかをいただけたらいいななんて思っております。

もう1点の派遣のところなんですけど、確かにニーズはすごくあるかなと思います。じゃ、具体的に派遣して、ノウハウとかを伝授できるような人材というか、組織がどういうところにあるのか。例えば神奈川県事例とかも研究していきたいなとは思いますが、具体的にどういうところがあるのか。もし分かれば教えていただきたい。

最後の3点目の東京都とのダブルでみたいなところなんですが、今、東京都内の同性パートナーシップ制度を導入している自治体で、もっと連携して動きを活発にしていこう、都とも連携していこうみたいなのところがあって、特に今の検討課題の中には、都が進めていくに当たって整合性をどうするのかという部分と、既に導入している自治体の状況とかもよくよく聞いていただきながら、都の制度設計とかもしていただけるとありがたいみたいなのところでやり取りとかをさせていただいているところです。具体的に東京都がどのように判断するかは、経過とかを伺いながら状況を見守りたいところではあります。

部会長 もう1つ、相談において様々な複合的な問題を抱えていらっしゃる場合に十分な対応ができるような体制が取れるようになっているのでしょうかということだな。いかがでしょうか。連携というか、何というか、ケースカンファレンスみたいな形で、DVなどの場合は経済的な問題と精神的な問題と医療的な問題と子育てと学校なんかと一緒にやりますね。そういうやり方もあるだろうし、相談そのものが一緒になっているとか、そのあたりはいかがでしょうか。

人権・男女共同参画担当課長 確かに課題観というのは区でも認識しておりまして、それぞれの分野の中でどのようにしていくのがより適切な形なのかというところは、男女共同参画担当課も含めて議論させていただいております。そこはきちんと検討していったって、対応していくべきものだと思っております。

部会長 これから検討していく中でそういう問題もいろいろ御考慮いただけるというお話だったと思っておりますけれども。

人権・男女共同参画担当課長 検討してはいるんですけれども、どういう形が相談に来られる方にとってより安心できたりとか、本当に必要なサービスを受けることができるのかという中で、まだ明確な体制づくりまでには至っていないような状況ではあるかと思えます。

委員 ありがとうございます。前向きに御検討いただけることはうれしいなと思えます。精神障害があるLGBTQの方が福祉サービスとか行政サービス使うときに、8割が困難やハラスメントを経験しているの、やっぱりインターセクショナル리티の課題、特に行政の福祉窓口などを使えるようにするというのは今後5年間の大きい課題かなと思えます。

先ほどおっしゃっていただいた派遣相談、神奈川県だと誰がやっているかという、SHIPというNPO法人を派遣いただいております。世田谷区ですと、共生ネット様ですと

か、プライドハウス東京とか、佐々木掌子先生とか、いろいろなスペシャリティのある方がいらっしゃるかなと思いますので、ぜひ御検討いただけるとうれしいなと思っています。

○委員 同性カップル関係の話なんですけれども、今後のパートナーシップ制度の活用とか、いろいろ検討されているということなんですけれども、世田谷区でこのパートナーシップ宣誓している人たちもかなり増えてきていますので、今回のアンケートみたいなものに、より同性愛者とか、同性カップルとか、トランスジェンダーの方も入ることができれば入ったらいいと思うんですけれども、今回の調査は男女の関係がメインですよ。性的マイノリティのことを知っていますかとか、そのような質問もあるにはあるんですけれども、同性カップルやLGBTQの方にフォーカスしたリアルな悩み事とか、同性カップルのパートナーシップ宣誓はしたけれども、何が足りないのかとか、どういう不便があるのかとか、トランスジェンダーの方の生きづらさとか、そういう調査みたいなものもしたらいいかなとふと思いました。特にパートナーシップ宣誓をしている人たちがかなり多いので、それに関するものは実態調査としていいのではないかなと思いました。意見です。

部会長 御意見として、実態調査というものが実際に使いやすい制度をつくる上で非常に重要であると。せっかくパートナーシップ宣誓を出している方たちが世田谷はかなりいらっしゃるということですので、そういった方々に対して、ヒアリングなり、アンケート調査なりをされることによって、よりよい制度になっていくのではないかとのことですね。皆さん、いかがでしょうか。関連でもよろしいかと思えますし、もっといい方法もあるかもしれませんが、やはりデータを取るのは大事なことで、当事者でない気がつかないことが多いんですね。そこを知る上でも大変大事なことだと思います。

事務局 ありがとうございます。宣誓カップルの皆様には、実は宣誓前と宣誓後にアンケートの御協力をお願いして、宣誓しようと思ったきっかけであるとか、終わった後、どなたに見せましたかとか、どんなことに使いましたかとか、あわせて、今後に望むこと等についても聞いています。リターン率がそんなに高くなかったりもするんですが、ローデータはあるにはあります。どんな形で御紹介するかも含めまして、こちらで検討いたします。ありがとうございました。

部会長 ほかはいかがでしょうか。よろしければ4章に移らせていただきますが。

委員 続けてすみません。4章に移る前に、3章の96ページの世田谷区のDV相談・支援における現況というコラムは興味深いというか、結構私もほかの区のDV相談とか法律

相談はよくやっているんですけども、やはり皆さん逃げるのが主軸になっていると思います。私自身としては何で被害者のほうが逃げなければいけないんだろうと常々思ったりもしているんですけども、実際安全を確保するにはもう逃げざるを得ないとか、そういう人のほうが多かったです。ただ、そうすると、やっぱり困窮してしまうし、子どもの環境がすごく変わって、かわいそうだったりするんですけども、このコラムを読むと、生活環境を変えない支援というのも結構しているということで、すごく興味深かったです。

ただ、一緒に住み続けたりとかって、なかなか難しいのではないかなとか思いつつも、こういう支援もあるんだなと思ったり、加害者と近い場所でというか、生活環境をあまり変えないという意味ですよね。エリアをそこまで変えない支援もかなりされていることについて少し説明していただけるとありがたいんですが。

部会長 DV被害者が逃げずに、加害者の近くに住んだり、あるいは関係を持ちながら、自立してというか、被害に遭わずして暮らしていける環境をどのようにつくっているのか、そういう支援の仕方とはどういう形か。御希望が多いことは私も承知しております。特にモラハラみたいな直接の暴力や言葉によるものとか、そういう場合には、やはり何とか男性のほうを変えたいとか、夫がちゃんとすれば私は一緒に暮らしてもいいと思っているんだけどもといったような御希望を持っていらっしゃるDV被害者の方も一定程度いることについては、相談員をやっている学生などからの情報として入ってきています。世田谷ではいかがなんでしょうか。

事務局 当課に籍を置きながら、区内5か所の子ども家庭支援センターに指導・助言に入っているDV相談支援専門員がこの半年見てきた中での現在の特徴的な世田谷の被害状況とそれに対する対処の状況をまとめて、今回この計画に収めて、コラムで発信しようとしているのですが、国の5次計画の中でも、逃げられない、逃げないDV被害者についての存在の指摘とその対応は記述されているところであり、世田谷の場合は、ある程度の世帯収入の高さが影響しているというふうに専門員とは話しているところです。実際に保護命令に至るような重篤な身体的DVは、ここ1年については世田谷の現況としては減ってきている。具体的には保護命令について世田谷区がコミットする場面が出ていない中で、なぜかという、被害を受けても、経済的に福祉の支援で暮らしていくことと、今の厳しい状況とある程度の経済的な状況をはかりにかけるといった場面が見られるところが1つの現象として見られています。

あとは、学齢期の子どもがいる世帯において、共働きの状況等もある中で自分たちの生活を変えたくないという訴えが複数上がっているところを押さえて、こういう発信をしようとしているところです。同居によるリスクはあまり詳しくないですけれども、安全プランを常に確認しながら、いざというときに避難するところはあるけれども、それまでをどうやって暮らしていくかという支援は、一時保護の数よりも多く比重を占めている中で日々の支援が続いているという状況でございます。

委員 今の逃げない被害者の支援というところでちょっと補足すると、私はDV防止法ができる以前からDV被害者支援をしてきていて、多分どこの自治体も逃げない被害者どうやって安全を守りながら、完全に安全とはいかないんですけれども、何とかバランスを取りながら生活できるようにという支援は多分どこでもやってこられていて、一時保護をする支援よりはずっとずっと数としては多いと思います。これまであまり着目されていなかっただけで、多分どこもノウハウなり経験を持っているのかなと思うので、ちょっと補足させていただきました。

部会長 今の点はよろしいでしょうか。

そうしましたら、私、1つだけ気になったんですが、基本目標 で若い女性の健康づくりの支援がありますよね。テレビで見たことをそのまま言うのは恥ずかしいんですけれども、本日は。NHKが何かで女性の人工妊娠中絶に関する日本の現状のあまりのひどさが特集されていました。

1つが同意書の問題。例えばレイプされて、加害者が男だとすると、日本のお医者さんはその加害者の同意も取ってこいと言うんだそうです。法律はそうではないですよ。日本のお医者さんが取ってこいと言うので、そんなことがあり得るか。警察沙汰にまでなっているのに、その男というか、加害者の同意書を持ってこいというような言い方を医者はする、それで大変困っている女性がいるということ。

あとは術式です。人工妊娠中絶の術式があまりにも古い。世界では全くやっていないような術式、掻爬というんです。金属を入れて、かき回してしまうやり方をいまだに日本の女性たちは強いられていて、そのことについて日本産婦人科医会も変えるつもりはない、安全だと言っているというようなお話がNHKで出ていまして、これを計画に入れるかどうかは別として、安全で、自分の体を大切にできるような医療サービスの享受というような形。せめてその程度の意識変革と啓発が入れられないかななんて、ちょっと思いました。勝手なことを言って、すみません。私は自分の知識としてそこまでちゃんと認識して

いなかったの、あのニュースを見て、あまりにひどいというので呆然としていたんですよ。申し訳ないですが、まだそうなんだという……。

御覧になった方はいらっしゃいますか。朝かな、昨日かな、忘れてしまったんですけども、ニュース番組でやっていました。あれを聞いた途端に、あまりにもひどい現状に私も啞然としたというか、産婦人科の女性のお医者さんがおっしゃっていましたが、掻爬なんていうのを日本でやっていることを聞いた世界の産婦人科医は、そんなことをまだやっているんですかという感じだそうです。そこまでリスクが高いことが平然と行われているのは何なんだろう。日本の産婦人科医療とか生殖医療の領域は本当にそうなんです。バイアグラの点についても、緊急避難、緊急避妊用のピルの問題にしても、ピルの解禁も遅かったし、非常に女性を差別して、女性を苦しめるような運用しかしていないのが現実ではないかと思うので、ぜひそのような視点で女性の健康の現状を改善するような方向の計画を、曖昧な言葉で結構ですからほわっと入れられないかなと思ったりしました。もう入っているかもしれないね。事務局、それは入っていますか。

事務局 入っていません。

人権・男女共同参画担当課長 リプロダクティブ・ヘルス/ライツで読めないか。

事務局 思い切り医療なので……。

部会長 今のところをうまく膨らませて、そういうこともできるような視点も……。

あまり議論を延ばしたくないんですが、申し上げるだけ申し上げて、終わりにしたいと思っています。

3章はほかにいかがでしょうか。

よろしければ4章に移ります。計画の推進体制とらぶらすです。

委員 今、会長がおっしゃってくださったこと。どんな形になるか、分かりませんが、やっぱり知らない人が多過ぎる。中高生でもそういったことを全く知らない、知識がない、大学生も知らない。それゆえに結局女性のほうが苦しむことが起きている現状から、やっぱり知らせることがすごく大事なことだと思うんです。ですから、そういった必要な事項は、パンフレットにしてでも子どもたちに渡してやるようになっていかないと駄目だろうと思っています。でも、今すぐそんなことをしたら大変だろうと思うんですけども、できるところからという意味合いで、今会長がおっしゃったこと。3章までの中でもいいですし、この先の計画の中でも、例えばそういったことが取り組めるような方向に練っていただけたらいいなと私は思います。ふわっとした形にいるので、まずは

きっかけということでできたらいいなと私は思います。

部会長 自分の体を守るための例えば意識啓発とか、産婦人科やその他の医療についての情報提供みたいなのところでも対応はできるということですね。現状を知ってもらう。そのリスクがどれほどあるかということも、ほかの国は何をやっているかということも情報提供することでかなり変わってきますでしょうね。人工妊娠中絶も男性の同意を絶対必要とするなんて、医者は訴訟を恐れているんですよ。男から訴訟があると困るので、たとえレイプの加害者でも同意書を持ってこいという言い方をすると。それで人工妊娠中絶を受けられないと思って、本当に追い込まれてしまって、何一つできない状況になってしまったという女性の実例が出ています。やっぱりここが一番男女共同参画で女性が考えるべきことだと私は思います。

委員 ですから、相談先もあることをお知らせしていくことも必要なことだと思いますので。

部会長 対応というのは、今までの施策の中でそういう知見をちょっと入れるだけでいけると思うんですよ。そういう方も御相談においでくださいとか。同意書がなくて困っている方などいらしたら御相談においでくださいというのは、実際に妊娠その他の相談というところにこういう人もどうぞと書き加えるだけで行けるようになる。病院とかは行くことはいけないのではないかと思込んでいる人も多いので、そういう相談にも乗りますよという形で出してくれれば、安心して……。

結局何でそうになってしまうかという、人工妊娠中絶が悪いことだと思っている、恥ずかしいことだと思っているから、誰にも相談できなくなっている。それに乗っかって医者が同意書を持ってこいと言うから、どうにもならなくなるという話にNHKでもなっていました。結局罪悪感が女性たちの中にあり、その罪悪感を利用する形でこういうことが行われている。人に相談してはいけないのか、自分自身が人工妊娠中絶するなんていう選択をした罰ではないかとか、女性たちはそういう言い方をするので相談もできないという話にもなっているので、ぜひ今ある施策の範囲内でも、ちょっと視点を持ってもらえるだけで随分相談いただけるかなと思います。

すみません、時間が大変押してしまして、4章はいかがでしょうか。

委員 すみません、ちょっと戻ってしまうかもしれませんが、今のに関連してDVの防止講座を実施しているというのがありましたよね。拡充していくとあるんですけども、目標としてはそれほど増えていなくて、もっともっと中高校生の若い子たちへの働

きかけがあるといいなと思いました。

部会長 DVについての中高生への周知をもうちょっと上げろということですね。何ページの何番と言っていたかとありがたいんですが、大丈夫でしょうか。

委員 103ページの取組み内容(事業名)のNo.124になります。これは最近なので、前にも出ていると思いますけれども、数値目標は前に戻って、27ページの中学校が10校、高校が10校となっていますので、これは世田谷区全体での10校なんですよ。あまり増えていないのではないかなと思いました。

部会長 そこはもうちょっと上げてもいいのではないかとということですね。さっき、これは変化ないというふうに申しあげましたものね。ここについての計画は増えていないと申しあげたので、御意見を伺いました。今の点はいかがですか。よろしいですか。

よろしければ、私が強権的に言ってしまいますが、4章の計画の推進体制、らぶらすはいかがでしょうか。

委員 らぶらすの131ページ、 - No.1007に「シングルマザー応援フェスタの実施」とございます。次のページの(再掲項目)として、No.209に「シングルマザー支援講座等の開催」、No.210に「シングルマザーのための相談・居場所事業の充実」とあるのですが、確かにシングルマザー、母子家庭のほうが収入も低いですし、そういった意味では理解できるんですけども、父子家庭もございますから、これを「ひとり親」にはできないのでしょうかと思いました。それだけです。

部会長 シングルマザーのものが3つほどありますが、ひとり親家庭に対する支援があって、その中でシングルマザーとシングルファザーという両方、それぞれ違った問題を抱えているということで、シングルマザー向けの支援があってもいいんですが、そのあたりのところでいかがでしょうか。それはらぶらすにお聞きしたほうがいいのか、それとも御意見として伺っておけばいいんでしょうか。どうしましょうか。らぶらすはお答えになりますか。それとも事務局……。

人権・男女共同参画担当課長 らぶらすと相談しますと言わざるを得ないんですけども……。

生活文化政策部長 父子のほうも男女共同参画の中で問題視はしていて、計画に含んではいますが、今のは、らぶらすの中でこれはこれでやりながら父子をどうするかという話ではないかなと思います。

事務局 父子は父子で問題があるという認識はあって、男女共同参画担当課としては、

施策としては打っていく必要があるとは認識しています。ただ、それを男女共同参画センターへの委託事業としてやっていくかどうかについては、そういう方針については、こういきたいと思いますというようなものがある状態ではまだないというところ。いずれにしても、施策として取り組まなければいけないという認識は持っていますというところまでは、プランにもひとり親家庭の親への就労支援のところでは書かせていただいているはずで、ひとまずそこまでの答えとさせていただきます。

部会長 プランにはひとり親家庭の親への就労支援という形で載っている、らぶらすへの委託事業としてはシングルマザー等、こういう形で載せているというようなことでしょうか。男性のひとり親家庭の問題というのもいろいろ認識はしている、ぜひその施策が必要だということについても区としては分かっているということでしょうか。

委員 私の趣旨は、親というよりも、子どもの目線ということから考えた場合には、ひとり親の中で育てている子どもということがあるのかと思いますので、その世代という意味で子から見た周りの目線として、ひとり親という考え方もあるのではないかと考えました。これはもうお任せいたします。事務局の説明で了解しております。

委員 すみません、あまり時間がないということなので、言おうかどうか、迷っていたんですが、言うだけ言っておこうかなと思います。

本体ではないんです。資料なので、どうしようかなと思っていたんですが、資料の10の用語解説の175ページです。用語解説は主に国の言葉遣いに合わせておられると思うので、ここでどうこう言うことでもないのかなと思うんですが、幾つかあるんですけども、1つだけにします。「性自認 自己の性別についての認識をいう」という簡単な解説になっていて、本文中に括弧とかで挟まれるんだったら、まあ、これでもいいかなという気もするんですが、これは括弧つきの学問的にといいますか、もちろん現実とも結びついて近年結構問題になっているところとして、国もいろいろな文書でこういう言い方をしているんですが、「認識」ではないんですね。「性自認」って、英語の「ジェンダーアイデンティティ」の訳だと思うんですけども、「アイデンティティ」は普通「自己同一性」とか「同一性」と訳してきているわけです。「性同一性障害」の訳のときは「性同一性」となっているんです。

ところが、ある時期から「性自認」という訳もあって、同じ言葉を別の訳にしているんです。「性自認」と訳した上で、それに引きずられて「自己の性別についての認識」という使い方になっているんですよ。あまりいい訳ではないと思っていますし、それに引きず

られてこういう説明をすると、あまりいい説明ではないと思います。英語では大抵自分のジェンダーについてのセンスとか、そういう言い方になっているんですね。感覚とか根深い、自分自身はこうだ、どういう性別に属しているかという感覚なりであって、「認識」というとちょっと距離があって、自分はそんなに思わないけれども、男であることは一応分かっているよとか、そういう感じになるんですけれども、そうではなくて、人が何と言おうと自分は男だとか、女だとか、いや、性別って、自分は全然実感がなくて、そういうものが「ジェンダーアイデンティティ」なんです。だから「自己認識」とはちょっと違うので、本当は二、三行のもうちょっと詳しい説明にしたいなと私としては思います。私が任されたらもうちょっと詳しく、二、三行書くと思うんですが、そうではなくて、国の言葉遣いに合わせていて、直すのは今さらということであれば……。本体ではないのでそこまでこだわりませんが、あまり的確な訳、説明ではないものを国も使っているし、出回ってしまっていて、あまりよくないゆゆしき事態だなと日頃思っておりますので発言だけしておきます。

事務局 委員、ありがとうございました。国に準拠して直さないということは全く考えておりませんので、ぜひお力をお借りしたいと思います。今課長と相談しまして、この部分に限らず、御意見あればお寄せいただいで修正してまいりますので、皆様、お力をお貸してください。よろしく願いいたします。

部会長 皆様もよく読んでいくといろいろとおかしいというところ。委員も取りあえず1つだけとおっしゃいましたが、ほかにもあると思いますので、皆さん、大変知識をお持ちです。お詳しいと思いますので、よりよい提示があるようでしたら、そちらのほうに直すように御意見をいただければと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、すみませんが、もう1つの最後の【報告事項】に移らせていただきたいと思います。「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」素案に対するパブリックコメントの実施状況についてということで御説明をお願いいたします。

事務局 私からは皆さんへ、資料3に基づいて「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」素案に対するパブリックコメントの実施状況を報告したいと思います。

まず、実施期間ですが、令和3年9月15日から10月6日までで実施いたしました。

寄せられた意見数としましては、資料の表にあるとおり、全部で人数としては65人、件数としては107件になりました。受付方法については、ここに記載されているとおり、はがき、手紙、ファクス、持参、ホームページなどの方法があり、実質的にははがきとホー

ムページからの御意見の提出がありました。人数と件数がイコールにはなっていないんですけれども、これは1人の方から複数の御意見をいただくことがありました。1つ1つの御意見に対して、最後に区の考え方として回答を載せていくところがあるので、それぞれの意見を内容ごとに分類してカウントした結果、件数のほうが上回っているような形になっております。

前回の男女共同参画プランを策定した平成28年度の時にも同じようにパブリックコメントを実施し、そのときの意見の提出は、人数としては21人、件数としては34件でしたので、今回のほうが全体的に件数も人数も多かったです。

次に、3の意見の概要（別紙参照）についてですが、内容の内訳は表にあるとおりです。一番多かったのは「基本目標 に関する事」で16件、次いで「基本目標 に関する事」が15件、3番目は「計画全体に関する事」で13件です。「計画素案以外の区の施策に関する事」が13件、「住所氏名がないもの」が12件含まれていました。「計画素案以外の区の施策に関する事」については広報広聴課に報告して、区民の声として扱われる予定になっております。内容としては、馬事公苑ですとか世田谷公園の整備に関する事ですとか、「区のおしらせ せたがや」広報全体に関するものが含まれていました。「住所氏名がないもの」については、パブリックコメントのルールとして意見として扱われないことになっております。

4の今後の予定ですが、2月に（計画案）とともに、提出された意見の件数、提出された意見に対しての区の考え方を公表する予定になっております。2月に公表するときには、類似の意見はまとめて、公表の対象になった意見の全件について1件ずつ区の考え方をつけて公表する予定です。区のホームページにその内容を掲載する予定になっております。意見に対して区がどのように考えているか、その回答内容については、現在担当の所管と内容を確認しているところです。パブリックコメントの意見を公表するときに、併せて後期計画（計画案）も公表します。

次に、資料を1枚めくっていただきまして、別紙、意見の概要（抜粋）ということで(1)から(9)まであるかと思っております。提出された意見、全部で107件あったうちの一部を今回ここで掲載しております。全部読み上げていくと時間が足りなくなってしまうので、お時間があるときに御覧いただければなと思っております。後期計画の本編にもパブリックコメントの実施状況を載せる予定になっております。計画に掲載されるのは、実施期間、寄せられた意見数（件数、人数）、意見の概要（抜粋）を載せる予定で、ページの割り振り

としては全部で2ページ分を予定しています。今回皆様にお配りした資料3は4ページ物なんですけれども、それを2ページにまとめるようなイメージであります。なので、全体の構成の都合上、全件を載せることはできないので、今回ここに書かれているもののうち、さらに抜粋して短くしたものを載せる予定になっております。

参考までにどんな意見があったかというので、主立ったものだけ、ちょっとだけ紹介させてもらえればなと思います。

2ページ目の(3)基本目標 に関することの2つ目です。「女性登用について数値目標を乗せるのであれば、逆に男性が少ない分野への男性登用の数値目標も乗せるべき」ですとか、(4)基本目標 に関することで3ページ目、上から2個目「夏休みや冬休みなどの長期休校期間中に、世帯ごとに任意でサービスの利用ができる学童の宅配弁当を導入してほしい」ということです。先ほどの(3)と学童の宅配弁当は前に議会でも質問に上がったことがある内容だったりするので、区民の方の関心もあるのかなと考えております。

(5)基本目標 に関することの上から3つ目「『暴力やハラスメントのない社会の構築』が入ったことを評価する」という御意見がありました。基本目標 のタイトル、表記については、委員の皆さんにも審議会、部会で審議していただいたので、それについてこのように御意見がいただけたのはありがたいなと思っています。

(6)基本目標 に関することについては、3ページ目、下から2個目です。「多様な形の家族支援を進めていくにあたり、先行事例を踏まえながら、子育て当事者の意見を聞く機会を設けてほしい」、課題12の【施策】 の具体的な要望として上がってきているのかなと考えています。

4ページ目ですが、(7)方策1に関することの上から2個目「男女共同参画センター『らぶらす』の事業手法の見直し、区民が男女共同参画センター『らぶらす』の事業を知る機会を増やし認知度を上げるだけでなく、機能強化により区民ニーズの把握や課題解決に主体的に取り組む団体・地域との連携を果たし、時代に即した事業展開を加速することを期待する」ということで、らぶらすについても区民の皆様から大きな期待が寄せられていると考えております。

(8)方策2に関することですが、「男性育休取得推進を区として国以上に進めてほしい。また、男女問わず育児目的の時間休制度（保育園等への急なお迎え等を想定）を区として推進し、区職員に対してもモデルケースとして導入してほしい」といったコメントがありまして、区内事業者のコアになってほしいというような思いがあるのではないかと事務局

としては考えています。

(9)方策3に関することですが、上から3つ目「都営住宅に同性カップルも入居できるよう都に働きかけてほしい。すでに入居可能な区営住宅に比べ、都営住宅は戸数が圧倒的に多い」も基本目標と併せて、区民の方の関心度が高いところかなと考えております。

簡単ではありますが、資料3に基づく説明は以上になります。

部会長 これにつきまして、皆様から何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、次に、次第3、その他に移ります。本日の内容に関して、あるいはその他のことでも結構ですが、御意見がありましたらお願いいたします。急いで来てしまったので、ここをもう1回言いたいとかいうのも結構です。情報提供などでも結構です。

委員 このプラン、全体的に非常に丁寧にまとめいただいております。イシューはもう広く洗い出されているなと感じました。それは取組内容の数の多さからも見てとれます。お仕事量は相当だったろうなと推察しました。

この先のことですけれども、限られたリソースもあると思うので、これだけの施策、また、星印で新規の施策もかなり追加していますので、ますます広がっていくとなると、施策をやっていくことにはかなり疲弊していきそうで、そんな感覚も持ちましたので、重みづけですね。先ほど部会長と委員の間でありました望まない妊娠の問題を取り巻くこととか、重みづけのお話とか、実効性のある取組は何であるのかみたいところをしっかりと見ていきたいなと感想として持ちました。

また、一区民としてはすごくイシューの広がりはあるんですけども、それぞれの実態をすごく知りたい、実態が分からないと重みづけも判断しづらいなという実感があります。ですので、多分担当課と書かれている皆さんが施策を進めつつ、生の定量なり定性なりの状況を把握されていくのかなと感じましたので、そういう実態と併せて見ていきたいなという感想を持ちました。

部会長 重みづけというのが大変重要なのではないかという御意見だと思います。これだけの数になってくると、進行管理していくのもなかなか大変なんですね。それで数値目標のあるものを中心的に追っていくことになりがちなんですけど、やはりこれだけの数があるということは、それだけ多様な領域で一緒に動いていかないと、多文化なり、男女共同参画なり、ジェンダー平等なりは実現していかないとしますので、よろしく願いしたいと思います。

ほかに御意見いかがでしょうか。今のパブリックコメントの御説明に関連する御意見でなくても結構です。全てに、全体に関連しまして今はいただいています。

委員 すみません、用語の修正かなと思うんですけども、先ほどの後期計画（計画案）の38ページの3段落目「後期計画では」の3行目の「性犯罪・性被害の防止」となっているんですが、これは多分「性暴力の防止」が適切なのではないかなと思いました。

事務局 すみません。ありがとうございました。修正いたします。

部会長 正しいそうです。委員、ありがとうございました。

全体を通しまして、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、以上をもちまして議事は終了いたします。時間も迫ってまいりましたので、この後の進行は事務局に戻させていただきます。よろしくをお願いします。

人権・男女共同参画担当課長 皆様、御意見、本当にどうもありがとうございました。また、部会長も、限られた時間の中での進行、本当にどうもありがとうございます。追加の意見等ございましたら、意見・質問票の提出もしくはメールをお願いできればと思います。

次回は令和3年11月9日（水）午前10時より、第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会をオンラインで開催する予定でございます。

本日は長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

午後4時43分閉会